

# 兵庫県再犯防止推進計画の策定

作成年月日	令和5年7月4日
作成部局	県民生活部くらし安全課

## 背景・課題

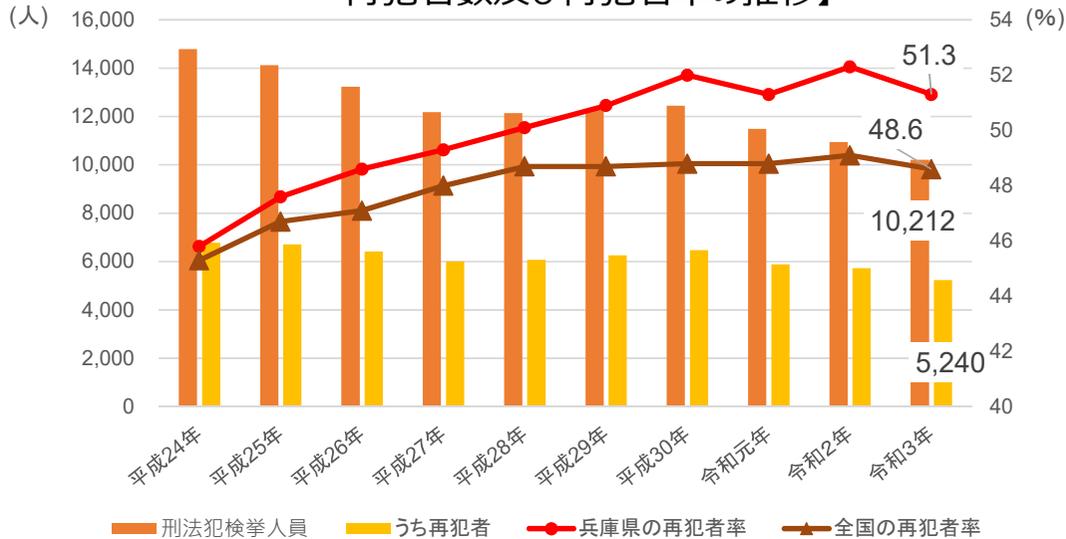
- ① 刑法犯検挙数の減少に比べ、再犯者数はほぼ横ばい
- ② 再入者率は50%台が継続
- ③ 再犯時に無職だった者が約7割
- ④ 出所時に帰住先がない者は約2割
- ⑤ 高齢者や障害者へのきめ細やかな支援が必要
- ⑥ 性犯罪、ストーカーなど犯罪特性に応じた取組が必要
- ⑦ 満期釈放者の情報が得にくく、自治体による支援が困難

生活の自立に向けた就労・住居確保支援が重要

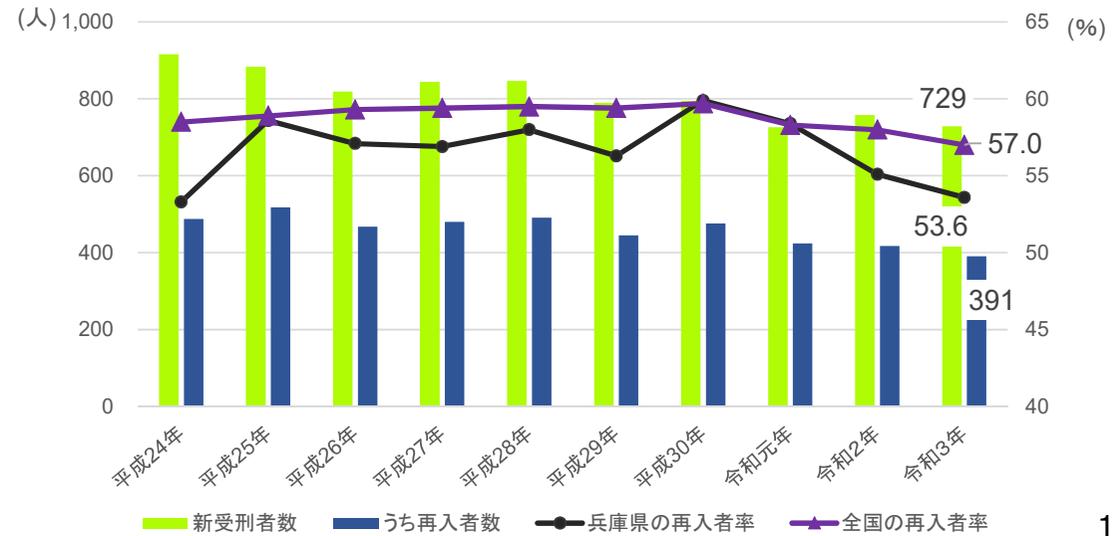
## 計画の概要

- **位置付け**：再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画  
※これまでは「地域安全まちづくり推進計画」の1項目として整理  
 ※全都道府県が地方再犯防止推進計画を策定済、本県、京都府、奈良県以外は単独計画を策定済
- **期間**：令和5年～令和10年
- **基本理念**：
  - ① 県民の理解促進及び関係機関の連携による支援
  - ② 責任の自覚及び被害者の心情理解、被害者に配慮した取組実施
  - ③ 孤立を防ぎ、見守り、支え、「誰も取り残さない兵庫」の実現を目指す

《主な現況》【兵庫県警が検挙した刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移】



【新受刑者中の再入者数及び再入者率の推移】



# 計画の特徴

## Point1 関係機関の連携による推進体制

- ・ 再犯防止対策を進める上で課題となるテーマごとにワーキンググループ（WG）を設置
- ・ WGごとに関係機関が横断的に事業を検討・実施

<WG構成機関>

支援WG	主な構成機関	参加機関
就労	保護施設連盟、矯正施設、産労等	11
住居	保護施設連盟、矯正施設、まち等	9
福祉	弁護士会、矯正施設、福祉等	16
非行防止・修学	保護司連合会、矯正施設、教委等	17

## Point2 庁内全体で再犯防止に取り組む機運を醸成

- ・ 犯罪をした者等を対象とした事業だけでなく、それ以外の生活困窮者も含めた社会復帰に資する事業を広範に記載
- ・ 関係課が一体となって再犯防止に向けた様々な施策を実施

事業内容	具体例
再犯防止を目的	・薬物依存に係る医療提供、相談窓口の設置 ・性犯罪者、ストーカー加害者への対応等
社会復帰を支援	・県営住宅への入居支援 ・青少年の保護、非行防止等

## Point3 満期釈放者への支援を重点項目に明記した地方計画は全国初

- ・ 仮釈放者に比べて再入率が高い満期釈放者を支援
- ・ 刑事施設等における満期釈放者対策の普及啓発、市町とも連携した支援方策を検討

# 基本方針と主な取組

## 基本方針

- 1 地域社会での孤立防止
- 2 関係機関による適切な役割分担と緊密な連携
- 3 責任の自覚、被害者の心情理解の重要性を踏まえた取組
- 4 民間団体や事業者、NPO等との連携の拡大
- 5 県民の関心と理解の促進

## 重点項目及び主な取組

基本方針に基づき、各関係機関が連携しながら必要な取組を推進

### 1 就労と住居の確保支援

#### (1) 就労

- ・ 就労に必要な基礎的能力等の習得や就職支援、協力雇用主の拡大
- ・ 刑事施設や少年院における職業訓練等への協力【新】

#### (2) 住居

- ・ 県営住宅への優先入居や一時入居による住戸の提供
- ・ 国が行う満期釈放者に対する帰住先確保に向けた取組への協力【新】

### 2 保健医療・福祉サービスの利用促進

#### (1) 高齢者、障害者

- ・ 障害者・高齢者の地域立ち直り支援に関する啓発【新】
- ・ 重層的支援体制整備事業の推進

#### (2) 薬物依存者

- ・ 薬物依存症者の医療体制の充実
- ・ 薬物依存に関する相談窓口の充実

### 3 青少年の非行防止・学校と連携した修学支援等

- ・ 少年院や少年鑑別所と連携した講座の実施【新】
- ・ 少年鑑別所退所者への修学支援【新】

### 4 犯罪特性に応じた取組と、満期釈放者への包括的な支援への取組

#### (1) 犯罪特性に応じた取組等

- ・ 性犯罪者への対応
- ・ ストーカー加害者への対応
- ・ 暴力団関係者の立ち直り支援
- ・ 犯罪被害者等の視点に立った取組等との連携・協力【新】

#### (2) 満期釈放者への包括的な支援

- ・ 刑事施設等における満期釈放者対策の普及啓発と支援方策の検討【新】
- ・ 国と自治体が連携した満期釈放者への対応の促進【新】

### 5 連携の促進による取組体制の強化

- ・ 再犯防止関係機関連絡会議や市町連絡会議等による連携強化
- ・ 再犯防止施策の推進体制の強化【新】

### 6 包摂性ある社会に向けた理解の促進

- ・ 就労・居住支援等をテーマとしたシンポジウムの開催による機運醸成【新】
- ・ 国と一体となった「社会を明るくする運動」等の展開

問合せ先：県民生活部くらし安全課地域安全対策班  
TEL: 078-362-3173 MAIL: seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp